

1 付近見取図

付近見取図及び配置図を本様式に張り付けて下さい。
サイズが合わない場合は、本様式に「別紙参照」と記入していただき、別の様式を添付していただくことも可能です。

2 配置図

（注） 方位・敷地境界線・申請に係わる建築物と他の建築物との位置関係及び敷地に接する道路の位置及び幅員を記入してください。

第4号様式と同じ内容を記入して下さい

消防用設備等（特殊消防用設備等）設置計画書

副

建築主 住所 次のとおり消防用設備等又は特殊消防用設備等の 設置を計画します。										氏名		電話	
設計者 (代理者)		事務所名 氏名			電話 - -		貯蔵、 取扱い等	種類		品名、数量、出力、内容等			
敷地地番		尼崎市						危険物、 指定可燃物、 高圧ガス、 発電設備、 劇毒物等					
用途		(政令別表 項)											
工事種別		構造		耐火・準耐火・その他		内装制限			有・無				
建築物の高さ		m		耐火・準耐火・その他		内装制限		有・無					
敷地面積		㎡		延べ面積		㎡							
階数													
床面積	申請部分												
	申請以外の部分												
	合計												
用途													
消防用設備等・特殊消防用設備等	消火器												
	屋内消火栓設備												
	スプリンクラー設備												
	水噴霧消火設備等												
	屋外消火栓設備												
	自動火災報知設備												
	漏電火災警報器												
	消防機関へ通報する火災報知設備												
	非常ベル等												
	放送設備												
	避難器具												
	誘導灯												
	消防用水												
	排煙設備												
	連結散水設備												
連結送水管													
非常コンセント設備													
予定収容人員													
有窓・無窓階の別													
防災物品の使用の有無													
特記事項													

* この用紙は、確認申請書副本の付近見取図の前に添付してください。

消防用設備等（特殊消防用設備等）設置計画書が提出

された以後における法令等により必要とされる手続

- 1 消防用設備等又は特殊消防用設備等の工事については、工事に着手する日の10日前までに工事整備対象設備等着工届又は消防用設備等工事計画届を提出してください。（法第17条の14、条例第54条の2）
- 2 工事が完了した場合、完了後4日以内に当該設備の機能の試験を行い、消防用設備等（特殊消防用設備等）設置届に試験結果報告書を添付して届け出るとともに、消防機関の検査を受けてください。（法第17条の3の2）
- 3 防火管理者を定めなければならない防火対象物の場合は、管理権原者は資格を有する者の中から防火管理者を選任し、防火管理者は、消防計画を作成し、使用開始しようとする日までに届け出てください。（法第8条）
- 4 使用開始しようとする日の7日前までに、関係者は防火対象物使用開始の届出を行い、消防署の行う検査を受けてください。（条例第54条）
- 5 特定防火対象物等において、どん帳・カーテン・じゅうたん等を使用する場合は、防火性能を有するものを使用してください。（法第8条の3）
- 6 次の事項は、条例（法）の規定により届け出てください。

熱風炉、炉（多量の可燃性ガス若しくは蒸気を発生するもの又は据付面積2平方メートル以上）、厨房設備（厨房室内の入力の合計が350キロワット以上）、温風暖房機（入力70キロワット以上）、ボイラー、給湯沸湯設備（入力70キロワット以上）、乾燥設備、サウナ設備、内燃機関によるヒートポンプ冷暖房機（入力70キロワット以上）、火花を生ずる設備、放電加工機、高圧又は特別高圧の変電設備（全出力50キロワット以下を除く）、急速充電設備（全出力50キロワット以下を除く）、燃料電池発電設備（固体高分子型燃料電池又は固体酸化物型燃料電池による発電設備で火を使用するものであり出力10キロワット未満のものを除く）、内燃機関を原動力とする発電設備、蓄電池設備（定格容量と電槽数の積の合計が4,800アンペアアワー・セル未満のものを除く）、ネオン管灯設備（2キロボルトアンペア以上）、核燃料物質、放射性物質、火薬類、易燃性物質、高圧ガス、少量危険物、指定可燃物、圧縮アセチレンガス（40キログラム以上）、無水硫酸（200キログラム以上）、液化石油ガス（300キログラム以上）、生石灰（500キログラム以上）及び劇毒物

〈記入上の注意〉

- ・ 建築基準法第6条第1項に該当するもので、消防用設備等又は特殊消防用設備等の設置を要する建物について記入してください。
- ・ 消防用設備等・特殊消防用設備等の項目欄に掲げるもの以外の消防用設備等又は特殊消防用設備等を設置する場合は、空白欄の左欄に設備名を記入し、設置する階ごとに「設置」と記入してください。
- ・ 階別の欄で12以上の階を有する場合は、この用紙を2枚以上使用してください。
- ・ 予定収容人員は、消防法施行規則第1条の3によって算定してください。各階ごとに算定しがたい場合は、合計数を記入してください。
- ・ 無窓階の欄は、無窓階に該当する場合は「無窓」、有窓階にあつては「有窓」と記入し、有窓階の算定基礎計算書を確認書に添付してください。（消防法施行規則第5条の2参照）
- ・ 特記事項の欄は、危険物施設の許可申請の有無、特例基準又は緩和規定の適用を受けるための計画その他防火上必要な事項を記入してください。

消防用設備等（特殊消防用設備等）設置計画書の記入要領

項目	記入要領
(1) 建築主	<p>建築主の住所・氏名・電話番号を記入します。 ※確認申請書の第二面に記載されている建築主の情報と同じになります。</p>
(2) 設計者（代理者）	<p>設計者もしくは代理者の事業所名・氏名・電話番号を記入します。 ※確認申請書の第二面に記載されている設計者もしくは代理者の情報と同じになります。</p>
(3) 敷地地番	<p>当該申請対象物が存する敷地地番を記入します。 ※確認申請書の第三面に記載されている地名地番と同じになります。</p>
(4) 用途	<p>申請対象物の用途を記入し、当該用途が消防法施行令別表第一に掲げる用途区分により、どの項に該当するか記入します。 ※申請棟が複数ある場合、主となる棟の用途及び用途区分を記入して下さい。</p>
(5) 工事種別	<p>工事種別（新築・増築・改築・移転・修繕・模様替え・用途変更）を記入します。</p>
(6) 構造	<p>申請対象物の構造（木造・鉄骨造・RC造等）を記入します。 ※申請棟が複数ある場合、主となる棟の構造を記入して下さい。</p>
(7) 建築物の高さ 主要構造部 内装制限	<p>建築物の高さについては、建築基準法に基づく最高高さを記入します。 主要構造部については、耐火構造・準耐火構造・その他構造の中から該当するものを丸で囲みます。 内装制限については、防火対象物の壁及び天井の室内に面する部分の仕上げが難燃材料・準不燃材料・不燃材料のいずれかである場合は「有」を丸で囲み、その他の場合は「無」を丸で囲みます。「有」に該当する場合、当該内容が分かる書類（仕上表等）を添付して下さい。 ※申請棟が複数ある場合、主となる棟の情報を記入して下さい。</p>
(8) 面積	<p>申請防火対象物の敷地面積、建築面積、延べ面積をそれぞれ記入します。 ※申請棟が複数ある場合、建築面積と延べ面積は全ての棟を合算した数値を記入して下さい。 ※確認申請書の第三面と同じ面積になります。</p>
(9) 危険物等	<p>危険物・指定可燃物・高圧ガス・発変電設備・劇毒物等を貯蔵、取り扱う場合は品名・数量出力・内容等をそれぞれ記入します。 ※数量等は各種関係法令に基づく単位で記入して下さい。</p>
(10) 階数 床面積	<p>申請対象物の階数を記入し、各階の床面積を記入します。 ※「申請以外の部分」とは、増築等の際に、建築に関わる部分以外の面積が該当します。 【例】100㎡の棟を20㎡増築する場合 申請部分⇒20㎡ 申請以外の部分⇒100㎡ ※確認申請書の第四面と同じ階数及び床面積になります。</p>
(11) 用途	<p>各階の用途を記入して下さい。</p>
(12) 消防用設備等	<p>消防用設備等を設置する階に「設置」と記入します。 ※消防法上設置対象とならないが、任意で設置する場合は(16)特記事項に、任意設置である旨を記入して下さい。 【例】特記事項：1階部分の消火器については、任意設置します。 ※消防法上設置対象とならないが、尼崎市火災予防条例で設置対象となる場合は(16)特記事項に、条例に基づく設置である旨を記入して下さい。 【例】特記事項：尼崎市火災予防条例第37条に基づき、大型消火器を設置します。</p>
(13) 予定収容人員	<p>消防法施行規則第1条の3及び尼崎市消防用設備等審査基準に基づき、各階の収容人員を算定し、記入します。 ※消防法施行令別表第一の区分ごとに計算方法が決められており、実際の人数とは一致しない場合もありますのでご注意ください。</p>

<p>(14) 有窓・無窓階</p>	<p>消防法施行規則第5条の3及び尼崎市消防用設備等審査基準に基づき、無窓階に該当する場合は「無窓」有窓階に該当する場合は「有窓」と記入します。 有窓階の場合は、有窓判定に伴う計算式と計算に入れる建具の詳細が分かる書類を添付して下さい。 ※計算様式は定めておりません。平面図等への記入も可能です。</p>
<p>(15) 防災物品の有無</p>	<p>申請対象物の用途が消防法第8条の3及び消防法施行令第4条の3に該当する場合、防災対象物品の使用が必要であるため「有」と記入します。その他の場合は「無」と記入します。</p>
<p>(16) 特記事項</p>	<p>危険物施設の許可申請の有無、特例基準又は緩和規定の適用を受けるための計画、その他防火上必要な事項を記入します。</p> <p>尼崎市火災予防条例第50条の2に基づき、火災予防等施行規程第13条の3に該当する防火対象物は二方向避難経路の確保が必要です。当該規定により避難器具を設置する場合は「尼崎市火災予防条例第50条の2に基づき、避難器具を設置します。」と記入します。</p>